

# 会議録（要旨）

会議名	第1回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会
開催日時	令和5年1月26日（木） 9時～10時45分
開催場所	姫路市防災センター5階 災害対策本部会議室
出席者 （委員）	佐野副市長（委員長）、福田環境局長（副委員長） 井上政策局長、松本危機管理室参事（政策局危機管理担当理事代理）、坂田総務局長、石田財政局長、沖塩市民局長、柳田産業局長、加藤まちづくり部長（都市局長代理）、佐々木建設局長、竹田水道部長（上下水道局次長代理）
議題	1 新美化センター整備概要及び委員会の進め方について 2 新美化センター建設候補地選定方法について 3 新美化センター建設候補地一次選定について
資料	資料1 姫路市新美化センター整備について 資料2 新美化センター建設候補地一次選定説明資料 資料3 新美化センター建設候補地の概要 参考資料1 新美化センター整備基本構想（案）概要版 参考資料2 新美化センター建設候補地選定の考え方（案） 参考資料3 新美化センター整備基本構想（案）選定関係抜粋 参考資料4 新美化センター建設候補地情報募集リーフレット

## 内 容

### 1 開会あいさつ（委員長）

本委員会は令和14年度の稼働開始を目標とする新美化センターの建設候補地を選定することを目的に設置した組織である。当委員会で今年8月頃までに優先候補地を選定し、最終的に市として候補地を決定する予定である。決定に際しては地域の意向も踏まえ、慎重に進めたい。

新美化センターは最新技術を駆使したごみ処理施設とし、また地域におけるまちづくりの拠点になってほしいと願っている。姫路市として、注目される施設をどこに建設すれば良いかという視点で選定してほしい。

本委員会の会議は、選定の過程で情報提供者や地域の方々などに迷惑がかからないよう配慮し非公開とする。

選定の手順や基準などは、環境審議会のオープンな場で専門家も交えて審議されたものである。公表されている基準に沿って選定を進めることと、情報提供者や地域の方に迷惑の掛からない範囲で、可能な限り審議内容の公表に努めることで透明性を確保する。

委員には、候補地に関する資料などの情報管理の徹底と、非常に大切な施設整備であるとの認識のもとで積極的に忌憚のない意見をお願いしたい。

## 2 議題

### (1) 新美化センター整備概要及び委員会の進め方について

事務局より「資料1 姫路市新美化センター整備について」について説明。

- ・本市ごみ処理の現況、想定する新施設の規模、整備スケジュールなど
- ・委員会の進め方として、一次選定～三次選定を令和5年8月ごろまでに、6回程度開催し優先候補地を選定し、経営会議に諮り最終候補地を決定したい。各所管の専門的な見地からの意見を集約し、評価を進めていきたい。
- ・地域には、候補地として決定した後に住民説明等を行うことを予定している。

### (2) 新美化センター建設候補地選定方法について

事務局より「資料1 姫路市新美化センター整備について」(P15～)について説明。

主な意見等

- ・一次選定で抽出した候補地について、今後予定される法改正等により除外項目に該当する恐れがある場合など、当該評価項目を見直すなど評価基準を変更することは考えているのか。
- ・公共の将来的な土地利用計画が判明した場合、現在の評価基準では対応できないのではないのか。
- ・新美化センターの建設には地域の理解が重要と考えるが、地域の同意を評価項目として設定しないのか。
- ・二次選定において、最低評価(C)の数で足切りなどは考えているのか。

### (3) 新美化センター建設候補地一次選定について

新美化センター建設候補地一次選定の詳細、建設候補地の概要を事務局より説明。

主な意見等

- ・水防法に基づく雨水出水浸水想定区域(内水氾濫想定区域)は、相当広域になると聞いているが、抽出している候補地すべてが一次選定で不適地と判定されることはないのか。

### (4) その他

- ・各委員において選定方法や一次選定の評価案を再度確認し、意見等があれば2/10までに事務局へ連絡すること。
- ・確認作業において、委員以外でも資料の内容を共有することになるだろうが、情報管理については最大限注意願いたい。

閉会

事務局：次回委員会は2/17(金)13:30から姫路市役所本庁10階第3会議室で開催予定。

#### 後日提出された意見

- ・現状では、土砂災害警戒区域には含まれていないが、建物が建つことで警戒区域に含まれる恐れがある。
- ・液状化危険度は、山崎断層帯地震と南海トラフ巨大地震の2種類の災害想定がある。
- ・活断層について、評価項目を設定しているが、本市における地表震度分布では断層近辺より、南側の方が震度が強い想定である。
- ・一次選定の除外エリア「宅地造成工事規制区域」について、法改正により令和7年頃に市内の広範囲に「宅地造成等工事規制区域」を指定する予定。市民に混同される恐れがある。
- ・候補地内に、ため池、水路等の農業用施設がある場合には、水利関係者及び農区との事前調整が必要である。